

省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

年 月 日

国見町長 様

申請者	住 所
	ふ り が な
	氏 名
	個人番号
	電話番号

国見町税条例附則第 10 条の 3 及び地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項の規定により下記の通り申告します。

所在地	国見町大字					
所有者						
種 類		構造		床面積	一棟	居住部分
					m ²	m ²
建築年月日	年 月 日			登記年月日	年 月 日	
改修工事の内容	1.■窓の改修工事（必須）2.□天井の断熱工事 3.□床の断熱工事4.□壁の断熱工事 5.□太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事					
改修完了日	令和 年 月 日					
省エネ改修工事に要した費用				内補助金の金額		
	円				円	
改修工事が完了した日から3カ月以内に申告書を提出できなかった理由						

添付書類

☐ 納税義務者の住民票の写し（減額申告書に個人番号を記入いただいた場合は不要）

☐ 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人によるもの）

☐ 補助金の交付決定を受けたことを確認することができる書類（※該当者のみ）

☐ 長期優良住宅の写し（※該当者のみ）

【特例の概要】

令和 13 年 3 月 31 日までに一定の熱損失防止改修工事（省エネ工事）が行われ、かつ改修が完了した日から 3 ヶ月以内に国見町役場税務課に申告したものに限り、工事が完了した翌年度の固定資産税の 3 分の 1 を減額するものです。

（改修工事により、長期優良住宅に該当することとなった場合は 3 分の 2）

【減額の対象となる家屋要件】

- ・平成 26 年 4 月 1 日以前から存在する住宅であること。
- ・省エネ改修後の家屋の床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること。
- ・店舗兼住宅の場合、居住部分の床面積の割合が 2 分の 1 以上であること。

※貸家住宅は対象となりません。

【改修工事の要件】

- 1.窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）・・・必須
- 2.天井の断熱工事
- 3.床の断熱工事
- 4.壁の断熱工事
5. 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事

上記 1 と 2～4 に係る工事の費用が 60 万円を超えていること。又は 1 と 2～4 に係る工事の費用が 50 万円を超えていて、5 の工事費と併せて 60 万円を超えていること。（補助金は除く。）

※経済産業・国土交通省の告示で定める省エネ基準に適合すること。